

令和3年8月2日有効期間満了 福祉有償運送の更新について

【事業者名】

住所 八頭郡八頭町宮谷 240 番地 24
氏名 特定非営利活動法人 まーる
代表者氏名 理事長 村上 省吾

【種別】

福祉有償運送

【事業概要】

身体の不自由な高齢者及び障がい者等公共交通機関の利用がむずかしく、移動手段を確保することが困難な方に、通院、買物等、外出が必要な際、有償運送を行うことにより、本人の自立を促進し、地域福祉向上を目指しています。

【運送の区域】

鳥取市、八頭町

【利用料金】

- ・初乗り 2 km 350円 以降 1 km毎に 150円を加算
- ・待機料 15分まで無料 15分以降 5分毎に 250円加算
- ・その他 駐車料金、有料自動車道は実費

【利用対象者】

項目ごとに

- イ) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
 - ロ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
 - ハ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
 - ニ) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
 - ホ) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ) 介護保険法施行規則第140条の6第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
・・・ 2名
 - ト) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 4名
- ※イ)～ホ)については八頭町の運送区域に利用対象者がいるため。

【利用する場面】

- ・医療機関への通院、入退院時の移送
- ・福祉施設への通所、入退所の移送
- ・買い物、散髪、公共機関等への外出時の移送

【職員体制】

- ・国土交通大臣認定講習会受講職員 3名
(うち、セダン等運転講習受講者 2名)
- ・運行管理・整備管理については村上省吾が務めます。

【使用車両】

- ・車いす車 1台
- ・セダン（軽乗用車） 2台

【事業実施】

平成22年6月3日より

【変更内容】

- ・前回の更新時（平成30年6月）より変更点
 - 利用対象者の拡大(へ)2名、(ト)4名（前回その他肢体不自由、内部障害、精神障害その他の障害を有する者4名）
 - 使用車両1台増
 - 運行管理責任者、整備管理責任者の変
 - 最初の2kmの料金の変更350円（前回300円）

令和 3年 月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人 まーる
 住 所 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 240 番地 24
 代表者の氏名 理事長 村上 省吾



自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 特定非営利活動法人 まーる
 住 所 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 240 番地 24
 代表者の氏名 理事長 村上 省吾



2. 登録番号

中鳥福第25号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
八頭町、鳥取市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
まーる	鳥取県八頭郡八頭町宮谷 240 番地 24

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
まーる	所有	()	1 (1)	()	()	()	1 (1)
	持込	() ※ ()	2 ※ (2) ()	2 ※ (2) ()			
	合計	()	1 (1)	()	()	2 (2)	3 (3)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
<input type="radio"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="radio"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
<input type="radio"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域事の対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

(年号) 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村)

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

(年号) 年 月 日

(協議会等の名称) 主宰者 〇〇市長

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

中国運輸局鳥取運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 3年 5月 28日

名 称	特定非営利活動法人 まーる
住 所	鳥取県八頭郡八頭町宮谷 240 番地 24
代表者の氏名	理事長 村上 省吾



様式第4号

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人まーる）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	村上 省吾		普通	1種
2	小河 和泉		大型	2種
3	大谷 尚史		普通	1種
4				
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人まーる）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 3年 月 日

住 所
氏 名 村上 省吾 印



※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	特定非営利活動法人まーる
-------------	--------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（まーる）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	村上 省吾				
2					
3					

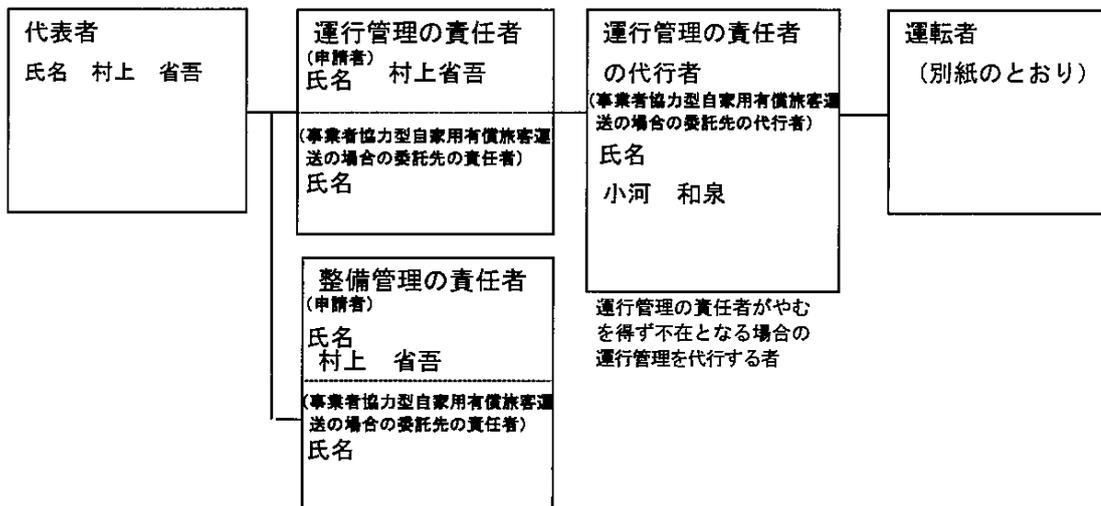
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

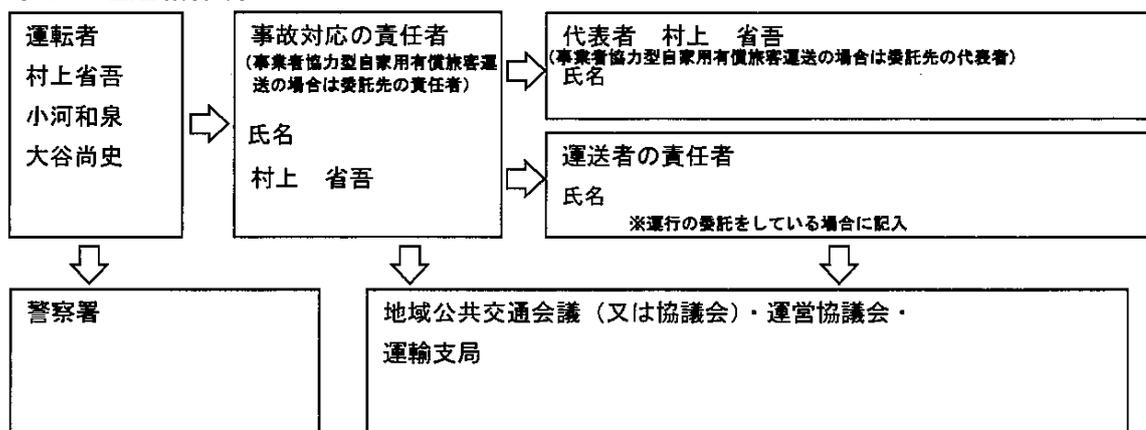
No	氏名	住所	協力
1	村上 省吾		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

苦情処理責任者 村上 省吾

苦情処理担当者 村上 省吾

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

中国運輸局鳥取運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限） 万円
対物保険（共済）	（無制限） 万円

令和 3年 5月 28日

名 称 特定非営利活動法人 まーる
住 所 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 240 番地 24
代表者の氏名 理事長 村上 省吾



中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人が行う自家用有償旅客運送の運転者等が、当該運送に使用させる為
当法人に提供する車両の、当該運送に係る一切の責任は当法人が負うことを
宣誓いたします。

令和 3年 6月 28日

住 所 鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地24
名 称 特定非営利活動法人 まーる
代表者の氏名 理事長 村上 省吾



自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人まーる

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (任)	所有者名	使用者名	備考
1	鳥取880 あ 527	4	社会福祉法人れしーぶ	特定非営利活動法人まーる	
2	鳥取580 こ 1070	4	社会福祉法人れしーぶ	社会福祉法人れしーぶ	
3	鳥取580 こ 5243	4	社会福祉法人れしーぶ	社会福祉法人れしーぶ	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人まーる

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1	村上省吾		普通	一種	
2	小河和泉		大型	二種	
3	大谷尚史		普通	一種	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人まーる

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1										○	
2										○	
3										○	
4										○	
5									○		
6									○		
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

旅客の名簿

(福祉用)

八頭町

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人まーる

番号	氏名	住所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考	
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト		
1											○	
2											○	
3								○				
4								○				
5											○	
6								○				
7											○	
8								○				
9							○					
10							○					
11							○					
12								○				
13						○						
14						○						
15					○							
16							○					
17						○						
18							○					
19											○	
20							○					
21							○					
22								○				
23								○				
24								○				
25							○					
26											○	

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人まーる

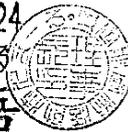
身体障害者	人 数	要介護認定者	人 数
6 級		要 介 護 1	1
5 級		要 介 護 2	2
4 級		要 介 護 3	3
3 級		要 介 護 4	2
2 級	1	要 介 護 5	
1 級		合計	8
合計	1	要支援認定者	人 数
精神障害者	人 数	要 支 援 1	3
		要 支 援 2	5
		合計	8
		基本チェックリスト該当者	人 数
			2
合計	2	合計	2
知的障害者	人 数	その他の障害を有する者	人 数
		肢 体 不 自 由	5
		内 部 障 害	4
		知的障害（認定者を除く）	
		精神障害（認定者を除く）	1
		そ の 他	
合 計	1	合 計	10
総合計	32		

定 款

特定非営利活動法人 まーる

この写しは原本と相違ないことを証明します。

鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地24
特定非営利活動法人 まーる
理事長 村上省吾



第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 まーるという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地24に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定多数の方を対象に地球に暮らす一員として、子どもから高齢者まで安心して生き活きと生活できるよう、福祉環境のレベルアップのためのコンサルテーションや人材育成を行う。また、鳥取の豊かな自然を活かした野外活動、農業活動、環境保全など、まーるネットワークを図り協働し人と自然の共生と調和を図りながら、すべての方が健康で文化的な生活が実現できることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救助活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動にかかわる事業
 - ① 社会福祉・保健サービス評価事業
 - ② コンサルテーション、人材育成、派遣事業
 - ③ 児童、高齢者、障がい者等の虐待予防をはじめとする啓発及び支援事業
 - ④ 移送サービス事業
 - ⑤ 野外、農業活動をはじめとする福祉との連携、環境保全事業
 - ⑥ その他この法人の目的達成のため必要な事業
 - (2) 収益事業
 - ① バザー等の収益事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1条に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とする。正会員をもって特定非営利促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に趣旨賛同して毎年度会費を納入するものとする。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に趣旨賛同した寄付者。

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員は、地域、環境、福祉に関心を持ち、この法人の趣旨に賛同して協力できる者
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、理事会の承認を得て、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次ぎの役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務に遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった場合。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 4 0 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集ときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前条 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次ぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時・場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その日から30日以内に理事会を開かなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につい

て書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記する。

(3) 議事事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、作成計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年事業終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を受けなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとしたときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、議会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の死亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(6) 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第9章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	小河 和泉	理 事	桑村 奈保子
理 事	土井 まゆみ	監 事	松本 昌治

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成15年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 1,000円

(2) 年会費 1,000円

附 則

この定款は、平成22年 6月 1日から変更し施行する。

この定款は、平成28年11月14日から変更し施行する。

この定款は、平成29年 6月29日から変更し施行する。

特定非営利活動法人まーる 役員名簿

特定非営利活動法人 まーる
令和3年4月1日現在

役名	氏名	住所又は居住	就任期間	報酬の有無
理事	小河 和泉		令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	村上 省吾		令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	無
理事	山下 善大		令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	無
監事	松本 昌治		令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	無

現在事項全部証明書

鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地24
 特定非営利活動法人まーる

会社法人等番号	2700-05-002431	
名称	特定非営利活動法人れしーぶ	
	特定非営利活動法人まーる	平成22年 5月18日変更 平成22年 6月 3日登記
主たる事務所	鳥取県八頭郡郡家町大字宮谷240番地24	
	鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地24	平成17年 3月31日変更 平成17年 3月31日修正
法人成立の年月日	平成15年1月16日	
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、不特定多数の方を対象に地球に暮らす一員として、子どもから高齢者まで安心して生き活きと生活できるよう、福祉環境のレベルアップのためのコンサルテーションや人材育成を行う。また、鳥取の豊かな自然を活かした野外活動、農業活動、環境保全など、まーるネットワークを図り協働し人と自然の共生と調和を図りながら、すべての方が健康で文化的な生活が実現できることを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 災害救助活動 (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (5) 子どもの健全育成を図る活動 (6) 環境の保全を図る活動 (7) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定非営利活動にかかわる事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉・保健サービス評価事業 ② コンサルテーション、人材育成、派遣事業 ③ 児童、高齢者、障がい者等の虐待予防をはじめとする啓発及び支援事業 ④ 移送サービス事業 ⑤ 野外、農業活動をはじめとする福祉との連携、環境保全事業 ⑥ その他この法人の目的達成のため必要な事業 (2) 収益事業 <ol style="list-style-type: none"> ① バザー等の収益事業 <p style="text-align: right;">平成29年 5月 9日変更 平成29年 6月29日登記</p>	

整理番号 セ499491

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/2

鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地24
特定非営利活動法人まーる

役員に関する事項	理事	村上省吾	令和 3年 4月 1日重任
			令和 3年 5月24日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 7月 1日
鳥取地方法務局
登記官

渡 邊 徹 志 郎



整理番号 セ499491

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
中鳥福第25号
2. 登録の有効期間
平成33年8月2日
3. 名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人 まーる
鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地24
理事長 村上 省吾
4. 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送
5. 運送の区域
鳥取市、八頭町
6. 登録に付す条件
(1) 福祉自動車以外の自動車を使用する場合は、道路運送法施行規則第51条の16第3項各号のいずれかに掲げる要件を備えた者を乗務させること。
(2) 第二種免許を取得していない者を乗務させる場合は、道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号または第2号の要件を備えた者を乗務させること。

平成30年8月15日

中国運輸局鳥取運輸支局長 藤原 德行



第 96 号

修 了 証

修了者名 大 谷 尚 史
生年月日

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号
に掲げる講習の福祉有償運送運転者講習を修了したことを証明する。

平成 26 年 1 月 24 日

講習の名称 イナバ福祉有償運送運転者講習

講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校
管 理 者 大 番 秀 隆



第 10 号

修 了 証

修了者名 村 上 省 吾

生年月日

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第51条の16第1項第1号及び第3項第2号に掲げる講習の福祉有償運送運転者講習、セダン等運転者講習を修了したことを証明する。

平成 22 年 3 月 24 日

講習の名称 イナバ福祉有償運送運転者講習
イナバセダン等運転者講習

講習実施者名 学校法人 イナバ自動車学校

管理者 大 番 秀 隆



NO 20072936

移動・送迎運転協力者講習
修了証

小河 和泉 様

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)
第51条の16(第1項第1号又は第3項第2号)に
掲げる講習の、福祉有償運送運転者講習及び
セダン等運転者講習を修了したことを、証明
します。

人と大切に、安全と安心を心がけ、常に慎重に
移動送迎支援活動を行ってください。

2007年12月6日

関西STS連絡会
特定非営利活動法人
移動送迎支援活動情報センター
代表理事 柿久保 浩次





作成番号	1
作成年月日	平成30年 6月25日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	特定営利活動法人まーる
運 転 者 の 氏 名	小河和泉
運転免許証の有効期限	平成33年12月 1日
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	国土交通大臣認定講習受講
道路運送法施行規則第51条の16第3項に掲げる要件	国土交通大臣認定講習受講

団体の長の証明印

鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地24
 特定非営利活動法人 まーる
 理事長 村上 省吾



鳥取第七号

修了証明書

大谷 尚史

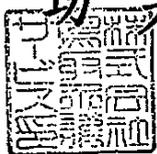
生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一
項第二号に掲げる研修の介護職員初任者研修を修了したことを
証明する。

平成二十五年十二月二十五日

株式会社 鳥取介護サービス

代表取締役 谷口 功



使用承諾書

申請者 特定非営利活動法人 まーるが

自家用有償旅客運送のために下記車両を使用することを承諾します。

記

自動車登録番号： 鳥取 880 こ 1070

令和 3年 5 月 28日

住 所	鳥取県八頭郡八頭町宮谷 240 番地 15
氏名又は名称	社会福祉法人 れしーぶ
	理事長 小河 和泉

使用承諾書

申請者 特定非営利活動法人 まーるが

自家用有償旅客運送のために下記車両を使用することを承諾します。

記

自動車登録番号： 鳥取 5 8 0 こ 5 2 4 3

令和 3 年 5 月 28 日

住 所	鳥取県八頭郡八頭町宮谷 240 番地 15
氏名又は名称	社会福祉法人 れしーぶ
	理事長 小河 和泉







有償運送車両
まーる
中島福第25号









番号 00467

自動車検査証

令和 3年 3月 16日

軽自動車検査協会

車両番号	鳥取 880 あ 527	交付年月日	平成 25年 5月 21日	初年度検査年月	平成 25年 3月	自動車の種別	軽自動車	用途	特種	車体の形状	車台番号	DA64W-415578			
車名	スズキ	型式	ABA-DA64W改	乗車定員	4人	車重	1060kg	自重	1280kg	長さ	339cm	幅	147cm	高さ	186cm
原動機の型式	K6A	燃料の種類	ガソリン	型式指定番号		後軸重	550kg	前軸重	510kg	型式指定番号		類別区分番号			
氏名又は名称	社会福祉法人 れしーぶ														
住所	鳥取県八頭郡八頭町宮谷240-15														
氏名又は名称	特定非営利活動法人 まーる														
住所	鳥取県八頭郡八頭町宮谷240-24														
使用の本拠の位置	使用者住所に同じ														
有効期間の満了する日	備考														
令和 5年 3月 22日	【鳥取】継続検査 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB マフラー加速騒音規制適用車**														
年月日	【改造自動車】内容 車体 [通知番号] 22軽検査改第23号 [通知年月日] 平成22年 4月 28日**														
年月日	【自動車重量税額】 ¥6,600*														
年月日	【走行距離計表示値】 253,300km (令和3年3月16日)*														
年月日	【旧走行距離計表示値】 197,900km (平成31年3月19日)*														
年月日	【受検種別】 持込検査車 【検査時の点検整備実施状況】 点検整備記録簿記載あり*														
年月日	【受検形態】 その他 (使用者以外の者により受検が行われた場合)*														
年月日	車いす固定装置付 (1基)**														

OCR01-4403

軽自動車検査協会



COPY

COPY

番号 00212

自動車検査証

令和 2年 8月 4日

軽自動車検査協会

車 両 番 号		交 付 年 月 日		自動車の種類		用 途		車 体 の 形 状	
鳥取 580 21070		令和 2年 7月 7日		平成 21年 7月 軽自動車		乗用		箱型	
車 台 番 号		乗車定員		車両重量		車両総重量		長さ	
MH23S-187615		4人		810 kg		1030 kg		339 mm	
車 名		原動機の型式		燃料の種類		型式指定番号		幅	
スズキ [131]		DBA-MH23S K6A		ガソリン		16169		高さ	
氏名又は名称		社会福祉法人 れしーぶ		総排気量は総出力		後軸重		147 cm	
住 所		鳥取県八頭郡八頭町宮谷240-15		0.65l		330 kg		166 cm	
氏名又は名称		使用者に同じ		類別区分番号		前軸重		480 kg	
住 所		使用者住所に同じ		0.65l		480 kg		330 kg	
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ		ガソリン		480 kg		16169	
有効期間の満了する日		使用者住所に同じ		ガソリン		480 kg		16169	
令和 4年 8月 3日		使用者住所に同じ		ガソリン		480 kg		16169	
年 月 日		使用者住所に同じ		ガソリン		480 kg		16169	
年 月 日		使用者住所に同じ		ガソリン		480 kg		16169	
年 月 日		使用者住所に同じ		ガソリン		480 kg		16169	
年 月 日		使用者住所に同じ		ガソリン		480 kg		16169	

OCR01-5072

軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization



COPY

COPY

SGP 一般自動車保険

保険種類	一般自動車保険 SGP
保険期間	令和2年7月13日午後4時から 令和3年7月13日午後4時まで 1年間
契約区分	フリート 全車両一括特約付

T680-0463
八頭郡八頭町宮谷240-15



保険契約者
社会福祉法人れしふ
理事長 小河 和泉 様

76 07181103007011-006741# 7
M066219255 0930-F3420-000(0930)
202007181 006741 01/01

ご契約の自動車	スズキ ワゴンR
登録番号(車両番号)	鳥取 580 2 1070
車台番号	MH23S-187615
型式	DBA-MH23S
用途	家用軽四輪乗用車
初年度登録	平成21年7月
使用目的	業務使用
車検満了日	令和2年7月28日

総額保険料	28,320円
年払保険料	2,360円

保険料分割払特約(割増なし)・口座振替払(12回)
令和2年8月以降 所定の振替日
・振替日は原則26日となります。ただし、一部の金融機関では27日となる場合があります。

対人賠償	無制限	ご契約金額 / 保険金額 / 自己負担額
対物賠償	無制限	自己負担額 なし
人身傷害	1名につき 入院定額給付金 10万円	3,000万円
無保険車傷害	無制限	
自損事故傷害	無制限	人身傷害で補償されます
車両	一般条件	15万円
	自己負担額 なし	

その他の主な特約 保険金額

※1名につきとは、被害者(負傷者、被害者)それぞれに異なる保険金額が適用されることを意味します。また、被害者1名につきは、被害者1名につき異なる保険金額が適用されることを意味します。

氏名 保険契約者 同一です
住所
記名 車両保険の被保険者は、車両所有者となります。
被保険者 区分 法人

車両所有者
(所有権留保・リースカーの場合は買主・借主)
氏名 保険契約者 同一です
限定運転者
令和2年7月17日

証券番号 M066219255 電話番号 0023

代電話 ナカヤ自動車
0857-53-2011
事故時
事故サポートセンター
※夜間・休日も下記番号にご連絡ください。
0120-256-110 (24時間365日受付)
【お問い合わせ】 カスタマーセンター ※
0120-888-089 (平日9-20時・土日祝日9-17時)
※12月31日~1月3日は休業

営業所名
社員名
等級

優良割引70% 多数割引5%

全車両一括特約 被害者救済費用特約
対物全損時修理差額費用特約 無保険車傷害特約
ロードアシスタンス特約 臨時代替自動車特約
安心更新サポート不適用

備考欄
ご契約のしおり(普通保険約款および特約)は添付されませんので、当社公式ウェブサイトのWeb約款でご確認ください。 (https://www.sompo-japan.co.jp/)

請求書・領収書・明細書・送付・取扱要領 6736頁(76)

SGP 一般自動車保険 保険証券

保険種類	一般自動車保険 SGP
保険期間	令和 1年 7月13日 午後 4 時から 令和 4年 7月13日 午後 4 時まで 3年間
契約者区分	ノンフリート

〒680-0463
八頭郡八頭町宮谷240-24



特定非営利活動法人 まーる
理事長 小河 和泉 様

82 07101339422011-000473#

M059418032 0930-F3420-000(0930)
201907101 001463 01/01

車名・仕様	スズキ エヴリイ
登録番号 (車両番号)	鳥取 880 あ・527
車台番号	DA64W-415578
型式	DA64W
用途車種	家用用軽四輪乗用車
排気量	0.65L
初年度登録	平成25年 3月 使用目的
車検満了日	令和 3年 3月22日

総額保険料	215,990円
各回払込保険料	74,830円*
払込方法	保険料分割払特約(長期契約)・口座振替年払
払込期日	初年度: 令和 1年 8月 所定の振替日 2年度目以降: 翌年以降始期当月翌月の所定の振替日 ・振替日は原則26日となります。ただし、一部の金融機関では27日となる場合があります。

*2年度目の年額保険料は 71,560円、
3年度目の年額保険料は 69,600円となります。

対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	1名につき 入院定額給付金 10万円 自己負担額 なし 3,000万円
無保険車傷害	無制限
自損事故傷害	無制限
車両	一般条件 人身傷害で補償されます 110万円 協定保険価額
長期契約	2年度目以降 協定保険価額

その他の特約 保険金額
※11名につき、と原、市営私立(障害者)を打受用は別する。保険金額で定める。また、業種し得ず。
※11名につき、と原、市営私立(障害者)を打受用は別する。保険金額で定める。また、業種し得ず。
氏名 保険契約者と同一です
住所
※車両保険の被保険者は、車両所有者となります。
区分 法人

ご契約金額 [保険金額 / 自己負担額]	無制限 / 無制限
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	1名につき 入院定額給付金 10万円 自己負担額 なし 3,000万円
無保険車傷害	無制限
自損事故傷害	無制限
車両	一般条件 人身傷害で補償されます 110万円 協定保険価額
長期契約	2年度目以降 協定保険価額

限定運転者 限定されていません
運転者年齢条件(性別) 26歳以上補償
氏名 保険契約者と同一です
住所
※車両保険の被保険者は、車両所有者となります。
区分 法人

J 証券番号 M059418032 (0930) S
明細番号

代理店 ナカヤ自動車
0857-53-2011
※夜間・休日下記番号にご連絡ください。
0120-256-110 (24時間365日受付)
※お問い合わせ】カスタマーセンター ※
0120-888-089 (平日9-20時・土日祝日9-17時)

※12月31日~1月3日は休業

等級 10等級 事故有期間 0年 (45%割引)
福祉車両割引

運転者年齢条件特約 被害者救済費用特約
対物全損時修理差額費用特約 無保険車傷害特約
ロードアシスタンス特約 臨時代替自動車特約
安心更新サポート不適用 継続うっかり特約

備考欄

まーる 料金表

乗車料金 2キロ以上は1キロ毎150円			
2	km	350	円
3	km	500	円
4	km	650	円
5	km	800	円
6	km	950	円
7	km	1,100	円
8	km	1,250	円
9	km	1,400	円
10	km	1,550	円
11	km	1,700	円
12	km	1,850	円
13	km	2,000	円
14	km	2,150	円
15	km	2,300	円
16	km	2,450	円
17	km	2,600	円
18	km	2,750	円
19	km	2,900	円
20	km	3,050	円
21	km	3,200	円
22	km	3,350	円
23	km	3,500	円
24	km	3,650	円
25	km	3,800	円
26	km	3,950	円
27	km	4,100	円
28	km	4,250	円
29	km	4,400	円
30	km	4,550	円
31	km	4,700	円
32	km	4,850	円
33	km	5,000	円

待機時間 15分以上は5分単位 250円			
10	分	0	円
15	分	250	円
20	分	500	円
25	分	750	円
30	分	1,000	円
35	分	1,250	円
40	分	1,500	円
45	分	1,750	円
50	分	2,000	円
55	分	2,250	円
60	分	2,500	円
65	分	2,750	円
70	分	3,000	円
75	分	3,250	円
80	分	3,500	円
85	分	3,750	円
90	分	4,000	円
95	分	4,250	円
100	分	4,500	円
105	分	4,750	円
110	分	5,000	円
115	分	5,250	円

◎ 申し込みは、少なくとも2日前にご予約ください。当日の申し込みには調整できない場合があります。

◎中国運輸局鳥取運輸支局
登録番号【中鳥福第25号】

◎運送の区域
【八頭町、鳥取市】

◎申込み先 NPO法人まーる
八頭郡八頭町宮谷240番地24
電話 090-8713-0077
FAX 0858-73-0045

34	km	5,150	円
35	km	5,300	円

--